

- (d) 当該青少年を閉鎖収容所に送致する根拠とされた犯罪が行なわれた状況。
- (e) 処分前報告書の内容。
- (f) 当該青少年のニーズ。
- (g) 公の利益および安全を保護する必要性。

(3) (重警護収容所から中警護収容所への移送) 州ディレクターは、当該青少年が十分な改善を見せたことその他の適切な理由により移送が正当であると認めるときは、青少年を重警護収容所から中警護収容所に移送することができる。

(4) (理由) 本条にもとづく決定を行なう州ディレクターは、当該青少年ならびに移送元および移送先の収容所の責任者に対し、決定の理由を書面で告げなければならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 94.

第 95 条 (開放収容の対象とされる青少年) 青少年が、州犯罪法第 75 条(d)号にもとづく保護観察の違反を理由として同法第 103 条に定める開放収容所への禁固を言渡されたときは、以下の対応をとる。

- (a) 当該青少年を、州ディレクターの指定する開放収容所に収容する。
- (b) 連邦法第 35 条 (仮釈放) の規定を準用する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 95.

収容審査委員会

第 96 条 (1) (収容審査委員会) 収容審査委員会は、Custody Review Board の英語名および Commission de revision des placements sous garde のフランス語名で存続し、本章および規則によって与えられた権限および職務を有する。

(2) (委員) 委員会は、州議会に諮って行動する副総督が任命する、定められた人数の委員からこれを構成する。

(3) (委員長および副委員長) 州議会に諮って行動する副総督は、委員会の委員のうち 1 名を委員長に、かつ他の 1 名または複数名を副委員長に任命することができる。

(4) (任期) 委員会の委員は、定められた任期でその職を務める。

(5) (定足数) 委員会の委員のうち定められた人数をもって定足数とする。

(6) (報酬) 委員会の委員長および副委員長ならびに他の委員は、州議会に諮って行動する副総督が定める日当の支払を受け、かつ、会議への出席その他の形で委員会の業務に従事するさいには合理的かつ必要な交通費および生活費の支弁を受ける権利を有する。

(7) (委員会の職務) 委員会は、第 97 条の審査を実施し、かつ規則が委任するその他の職務を遂行する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 96.

第 97 条 (1) (委員会への申立て) 青少年は、以下のいずれかの決定、措置または移送に関する審査を、当該決定、措置または移送の日から 30 日以内に委員会に申立てることができる。

- (a) 青少年を重警護収容所に収容または移送する旨の州ディレクターの決定。
- (b) 青少年が収容されるまたは移送された特定の場所。
- (c) 連邦法第 35 条にもとづく青少年の仮釈放を認めない旨の州ディレクターの決定。
- (d) 連邦法第 24 条の 2 (9) 項にもとづく、開放収容所から閉鎖収容所への青少年の移送。

(2) (委員会の職務) 委員会は、(1) 項の申立てに関して審査を行なわなければならない。委員会は、聴聞を行なうことによって当該審査を実施することができる。

(3) (同) 委員会は、青少年の申立てを受領してから 10 日以内に、青少年に対し、聴聞を行なうか否かについて通知を行なう。

(4) (手続) 法定権限手続法の規定は、(2) 項の聴聞には適用しない。

(5) (同) 委員会は、青少年の申立てを受領してから 30 日以内に審査を終了し、かつ決定を行なう。ただし、以下の場合はこのかぎりでない。

- (a) 委員会が当該申立てに関して聴聞を行なうとき。
- (b) 当該青少年、および審査対象となる決定を行なった州ディレクターが、委員会の決定にそれ以上の期間がかかることについて同意するとき。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 97 (1-5).

(6) (委員会の勧告) (2) 項の審査を行なったのち、委員会は以下のいずれかの措置をとることができる。

(a) 州ディレクターに対し、以下のいずれかの措置をとるよう勧告する。

(i) 青少年を中警護収容所へ移送すること。

(ii) 青少年が収容されるまたは移送された場所が当該青少年のニーズを満たすのにふさわしくないと委員会が考えるときは、青少年を他の場所へ移送すること。

(iii) 連邦法第 35 条にもとづく青少年の仮釈放を認めること。

(iv) 青少年が連邦法第 24 条の 2 (9) 項にもとづいて移送されたときは、当該青少年を開放収容所に復帰させること。

(b) 当該決定、措置または移送を追認する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 97 (6); 1993, c. 27, Sched.

許可なく収容元を離れた青少年の身柄の確保

第 98 条 (1) (一時拘禁所から離れた青少年の身柄の確保) 保安官、一時拘禁所の責任者または当該責任者の代理人は、連邦法または州犯罪法にもとづいて一時拘禁所に拘禁された青少年が責任者の同意なく当該拘禁所を離れ、かつそこに戻らないまたは戻することを拒んでいると合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、令状の有無に関わらず当該青少年の身柄を確保し、かつ、当該青少年を一時拘禁所に引致するまたは当該引致の手配を行なうことができる。

(2) (同：開放収容所) 保安官、開放収容所の責任者または当該責任者の代理人は、第 95 条にもとづいて開放収容所に収容された青少年が以下のいずれかの行為をしたと合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、令状の有無に関わらず当該青少年の身柄を確保し、かつ、当該青少年を開放収容所または一時拘禁所に引致するまたは当該引致の手配を行なうことができる。

(a) 当該青少年が責任者の同意なく当該収容所を離れ、かつそこに戻らないことまたは戻することを拒むこと。

(b) 当該青少年が、第 95 条 (b) 号にもとづく仮釈放期間の終了後ただちに当該開放収容所に戻らないことまたは戻することを拒むこと。

(3) (青少年を 48 時間以内に復帰させる義務) 本条にもとづいて身柄を確保された青少年は、身柄の確保後 48 時間以内に、当該青少年が離れた場所に復帰させられる。ただし、州ディレクターが、第 93 条 (2) 項 2 号にもとづいて当該青少年を閉鎖一時拘禁所に拘禁したときはこのかぎりでない。

(4) (青少年の身柄確保令状) 治安判事は、宣誓のうえ提供された情報により、一時拘禁所または開放収容所に収容された青少年が以下のいずれかの行為をしたと合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、保安官、一時拘禁所もしくは開放収容所の責任者または当該責任者の代理人に対して当該青少年の身柄を確保する権限を与える令状を發布することができる。

(a) 当該青少年が責任者の同意なく当該拘禁所または収容所を離れ、かつそこに戻らないことまたは戻することを拒むこと。

(b) 当該青少年が、第 95 条 (b) 号にもとづく仮釈放期間の終了後ただちに当該開放収容所に戻らないことまたは戻することを拒むこと。

(5) (立入り権限等) (1) 項または (2) 項にもとづいて青少年の身柄を確保する権限を与えられた者は、関連の項で言及された青少年がいずれかの場所にいると合理的および蓋然的根拠にもとづいて考えるときは、令状の有無に関わらず、必要であれば実力によって当該場所に立入り、かつ当該青少年の捜索および連行を行なうことができる。

(6) (立入り権限の行使に関する規則) (5) 項にしたがっていずれかの場所に立ち入る権限を与えられた者は、規則にしたがって当該立入り権限を行使する。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 98.

第 5 章 子どもの権利

第 99 条 (定義) 本条において、「インケアの子ども」とは、サービス提供者から居住型サービスを受けている子どもであって、以下の者を含む。

(a) 里親のケアのもとにある子ども。

(b) 一時拘禁所に拘禁されている子ども、罪を犯した青少年法 (カナダ) にもとづき閉鎖収容もしくは

開放収容処分に付された子ども、または第4章（罪を犯した青少年）第95条にもとづいて開放収容所に収容された子ども。R.S.O. 1990, c. C.11, s.99.

監禁

第100条 (1) (監禁の制限) いかなるサービス提供者も、子どもにサービスを提供する過程で、子どもを施錠された場所に監禁し、またはそのような監禁を許可してはならない。ただし、第4章（罪を犯した青少年）または第6章（非常措置）によって認められるときはこのかぎりでない。

(2) ((1)項の適用) (1)項の規定は、保安のため日常業務として夜間に施錠することを禁ずるものではない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.100.

体罰

第101条 (体罰の禁止) いかなるサービス提供者または里親も、子どもにサービスを提供する過程で、子どもに体罰を行ない、またはそのような体罰を許可してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.101.

子ども家庭サービス・アドボカシー事務所

第102条 (子ども家庭サービス・アドボカシー事務所) 子ども家庭サービス・アドボカシー事務所は、以下の目的のため、Office of Child and Family Service Advocacy の英語名および Bureau d'assistance a l'enfance et a la famille のフランス語名で存続する。

(a) 認可サービスまたは認可機関が購入するサービスを受けているまたは請求している子どもおよび家族のために、裁判所におけるアドボカシーを除くアドボカシーのシステムを調整および運営すること。

(b) 当該の子どもおよび家族の利益に関わる事項および問題について長官に助言すること。

(c) 本法もしくは規則または他の法律もしくは他の法律にもとづく規則によって与えられた同様の職務を遂行すること。R.S.O. 1990, c. C.11, s.102.

第103条 (1) (コミュニケーションの権利等) インケアの子どもは以下の権利を有する。

(a) (2)項にしたがうことを条件として、定期的に、家族の構成員と秘密に話し、そのもとを訪れ、かつその面会を受ける権利。

(b) 以下の者と秘密に話し、かつその面会を受ける権利。

(i) 当該の子どもの事務弁護士。

(ii) その他の子どもの代理人（第102条にいう子ども家庭サービス・アドボカシー事務所が指名するアドボキットを含む）。

(iii) オンブズマン法によって任命されたオンブズマンおよびそのスタッフ。

(iv) オンタリオ州議会またはカナダ連邦議会の議員。

(c) (3)項にしたがうことを条件として、他の者の閲覧、検査または検閲を受けずに郵便物を送受すること。

(2) (国の監護のもとにある子ども) 国の監護のもとにあるインケアの子どもは、家族の構成員と話し、そのもとを訪れ、かつその面会を受ける権利を有しない。ただし、第3章（子どもの保護）にもとづく面接交渉命令にもとづく場合はこのかぎりでない。

(3) (子どもへの郵便物の開封等) インケアの子どもへの郵便物は以下の取扱いを受ける。

(a) サービス提供者またはそのスタッフの構成員は、当該郵便物を子どもの面前で開封し、かつサービス提供者が禁ずる物品が封入されていないかどうか検査することができる。

(b) サービス提供者が、当該郵便物の中身が子どもに身体的または情緒的害をもたらす可能性があるとき合理的根拠にもとづいて考えるときは、サービス提供者またはそのスタッフの構成員は、(c)号にしたがうことを条件として、子どもの面前で当該郵便物を検査または読むことができる。

(c) 当該郵便物が子どもの事務弁護士に宛てたまたは当該事務弁護士からのものであるときは、サービス提供者またはそのスタッフの構成員は、当該郵便物を検査または読むことができない。

(d)当該郵便物は、検閲され、または本人に渡されずに留置されてはならない。ただし、サービス提供者が禁ずる物品は、当該郵便物から取り除き、かつ本人に渡さずに留置することができる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 103.

第 104 条 (個人的自由) インケアの子どもは以下の権利を有する。

- (a) プライバシーおよび私物の所有を合理的範囲で保障される権利。
- (b) 第 106 条の規定にしたがうことを条件として、自己の選択にもとづいて宗教教育を受け宗教的活動に参加する権利。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 104.

第 105 条 (1) (ケア計画) インケアの子どもは、自己に特有のニーズを満たすためのケア計画を作成される権利を有する。当該計画は、子どもが居住型措置に付されてから 30 日以内に作成されなければならない。

- (2) (ケアに対する権利) インケアの子どもは以下の権利を有する。
 - (a) 自己の個別ケア計画の策定、およびその変更が行なわれるときは当該変更に参加する権利。
 - (b) バランスがとれた、良質の、かつ自己に合った食事を提供される権利。
 - (c) 自己の体格および活動ならびに一般的気候を踏まえ、良質のかつ自己に合った衣服を提供される権利。
 - (d) 第 106 条の規定にしたがうことを条件として、可能な場合には常にコミュニティの環境のなかで、定期的にかつ必要な場合には常に、医師および歯科医によるケアを提供される権利。
 - (e) 可能な場合には常にコミュニティの環境のなかで、自己の適性および能力に対応した教育を提供される権利。
 - (f) 可能な場合には常にコミュニティの環境のなかで、自己の適性および関心にあったレクリエーション活動および運動に参加する権利。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 105.

第 106 条 (親の同意等) 第 3 章 (子どもの保護) 第 51 条(4)項ならびに第 62 条および第 63 条 (仮処分命令、協会監護および国の監護) の規定にしたがうことを条件として、インケアの子どもの親は、以下の権利を有するときは当該権利をひきつづき有する。

- (a) 子どもの教育および宗教的養育を指導する権利。
- (b) 子どもの治療への同意を与えまたは拒否する権利。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 106.

第 107 条 (聴聞される権利) インケアの子どもは、自己に関わる重要な決定が行なわれるときは常に、当該の子どもの理解力の水準を踏まえた実際的な範囲内で、相談されかつ意見を表明する権利を有する。そのような決定には、治療、教育および宗教に関わる決定ならびに自己の措置解除または他の居住型措置への移送に関わる決定が含まれる。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 107.

第 108 条 (情報を知らされる権利) インケアの子どもは、その理解力の水準を踏まえた実際的な範囲内で、以下の点に関する情報を、居住型措置に付された時点で、その理解力の水準にふさわしい言葉で知らされる権利を有する。

- (a) 本章にもとづく子どもの権利。
- (b) 第 109 条(1)項にもとづいて設置された内部の苦情申立て手続、および第 110 条にもとづいて利用可能な再審査。
- (c) 第 102 条の子ども家庭サービス・アドボカシー事務所の存在。
- (d) 第 2 章 (サービスへの任意的アクセス) 第 34 条、第 35 条および第 36 条にもとづいて 12 歳以上の子どもが利用可能な審査手続。
- (e) 一時拘禁所に拘禁されている子ども、罪を犯した青少年法 (カナダ) にもとづき閉鎖収容もしくは開放収容処分に付された子ども、または第 4 章 (罪を犯した青少年) 第 95 条にもとづいて開放収容所に収容された子どもの場合には、第 4 章 (罪を犯した青少年) 第 97 条にもとづいて利用可能な審査手続。
- (f) 措置中に子どもが有する責任。
- (g) 懲戒手続も含む、居住型サービスの日常の運営を規律している規則。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 108.

苦情の申立ておよび審査の手續

第 109 条 (1) (内部の苦情申立て手續) 子どもに対して居住型サービスを提供しているまたは子どもを居住型措置に付しているサービス提供者は、規則にしたがい、本章にもとづくインケアの子どもの権利が侵害された旨の苦情の聴聞および取扱いに関する規則を、書面により定めなければならない。

(2) (同) サービス提供者は、(1)項にもとづいて定められた手續にしたがい、以下のいずれかの者からの苦情を審査し、または当該苦情が審査されることを確保し、かつ当該苦情の解決を図らなければならない。

(a) インケアの子ども。

(b) 子どもの親。

(c) 子どもの代理人である他の者。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 109.

第 110 条 (1) (再審査) 第 109 条(2)項に掲げられた者であつて、苦情を申立て、かつ同項にもとづいて実施された審査の結果に納得しない者が、長官がいずれかの者を選任して当該苦情の再審査を実施するよう書面で請求したときは、長官は、サービス提供者の被雇用者以外の者を選任して当該再審査を実施させる。

(2) (同) (1)項にもとづいて選任された者は、規則にしたがつて当該苦情を再審査する。当該再審査は、聴聞を行なうことによって実施することができるが、聴聞を行なうことを義務づけるものではない。

(3) (手續) 法定権限手續法の規定は、(2)項にもとづいて行なわれる聴聞には適用しない。

(4) (選任された者の権限) (1)項にもとづいて選任された者は、再審査の実施にあたり、第 1 章 (柔軟なサービス) 第 5 条(2)項にもとづいて任命されるプログラム・スーパーバイザーのすべての権限を有する。

(5) (30 日以内の審査および報告) (1)項にもとづいて選任された者は、選任の日から 30 日以内に再審査を終了し、その認定結果および勧告 (聴聞が行なわれなかったときはその理由も含む) を報告書に記載し、かつ当該報告書の謄本を以下の者に交付する。

(a) 苦情を申立てた者。

(b) サービス提供者。

(c) 長官。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 110.

第 111 条 (1) (決定によって影響を受ける者に通知を行なう長官の義務) 長官は、第 110 条(5)項の報告書を受領したのち、苦情に関わつてなんらかの措置をとることを決定したときは、苦情を申立てた者およびサービス提供者に対し、その決定について通知する。

(2) (救済措置の保全) (1)項にいう長官の決定は、利用可能な他のいずれかの救済措置に影響を及ぼすものではない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 111.

第 6 章 非常措置

第 112 条 (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「管理者」(administrator) とは、閉鎖処遇プログラムの責任者をいう。

「侵害度の高い処置」(intrusive procedure) とは以下のいずれかをいう。

(a) 機械的な行動統制手段。

(b) 嫌悪刺激技法。

(c) 侵害度の高い処置として定められた他のいずれかの処置。

「精神障害」(mental disorder) とは、情動の作用、思考または認知の相当な障害であつて、理性的判断を行なう能力を重大に損傷するものをいう。

「向精神薬」(psychotropic drug) とは、向精神薬として定められた薬またはその組合わせをいう。

「審査委員会」(review team) とは、第 129 条(1)項にもとづいて設置された分野横断型の審査委員会をいう。

「閉鎖隔離室」(secure isolation room) とは、子どもの閉鎖隔離目的で使用するために第 126 条(1)項で認められた、施錠された部屋をいう。

「閉鎖処遇プログラム」(secure treatment program)とは、第 113 条(1)項にもとづいて長官が設置または承認したプログラムをいう。R.S.O. 1990, c. C.11, s.112.

閉鎖処遇プログラム

第 113 条 (1) (プログラムを設置または承認する長官の権限) 長官は、精神障害を有する子どもを対象として子どもの自由を継続的に制限するプログラムについて、以下のいずれかの行為をすることができる。

- (a) 当該プログラムを設置、運営および維持すること。
- (b) 当該プログラムを承認すること。

(2) (条件) 長官は、(1)項の承認に条件を課すことができ、かつ、いずれの時点でも当該条件を変更もしくは修正しまたは新たな条件を課すことができる。

(3) (子どもの送致) いかなる子どもも、第 117 条 (閉鎖処遇プログラムへの送致) または第 124 条 (緊急送致) にもとづく裁判所の命令によらなければ、閉鎖処遇プログラムに送致されない。

(4) (施設許可) 閉鎖処遇プログラムを行なう場所は、子どもを拘禁するために施設することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.113.

閉鎖処遇送致

第 114 条 (1) 以下に掲げるいずれかの者は、管理者の書面による同意を得て、裁判所に対し、子どもを閉鎖処遇プログラムに送致する命令を言渡すよう申立てることができる。

1. 子どもが 16 歳未満であるときは以下の者。
 - i. 子どもの親。
 - ii. 子どもの親が申立てに同意するときは、管理者以外で子どもをケアしているいずれかの者。
 - iii. 第 3 章 (子どもの保護) の命令にもとづいて子どもの監護権を有している協会。
2. 子どもが 16 歳以上であるときは以下の者。
 - i. 子ども。
 - ii. 子どもが申立てに同意するときは、子どもの親。
 - iii. 子どもが申立てに同意するときは、第 3 章 (子どもの保護) の命令にもとづいて子どもの監護権を有している協会。
 - iv. 医師。

(2) (審判の期限) (1)項の申立てが行なわれたときは、裁判所は、(6)項 (法的代理人) の命令が言渡されてから 10 日以内に、または当該命令が言渡されていないときは申立てから 10 日以内に、当該事案に対応する。

(3) (中断) 裁判所は、申立てに関する審判を、30 日を超えない範囲で中断することができる。ただし、申立人および子どもがいつそう長期の中断に同意したときはこのかぎりでない。

(4) (仮処分命令) 審判が中断されたときは、裁判所は、子どもを閉鎖処遇プログラムに送致する仮処分命令を言渡すことができる。ただし、子どもが第 117 条(1)項(a)号から(f)号の基準を満たしていると裁判所が認め、かつ、長官が当該送致に同意したときにかぎる。

(5) (中断時の証拠) (4)項の適用上、裁判所は、裁判所が当該状況において信頼および信用に足ると見なす証拠の証拠能力を認め、かつ当該証拠にもとづいて判断を行なうことができる。

(6) (子どもの法的代理人) 法的代理人を有しない子どもに関して(1)項の申立てが行なわれたときは、裁判所は、實際上可能なかぎり早期に、かついずれの場合でも当該申立てに関する審判が開かれるまでに、子どもに法的代理人が選任されるよう指示を行なう。

(7) (子どもの出席権) (1)項の申立ての対象とされた子どもは、審判に出席する権利を有する。ただし、以下のいずれかの要件が満たされるときはこのかぎりでない。

(a) 裁判所が、審判に出席することが子どもに情緒的害をもたらすと認めたとき。

(b) 子どもが、法的助言を受けたのち、自己が出席しないまま審判を開くことに対して書面による同意を与えたとき。

(9) (子どもの出席を求める裁判所の権限) 裁判所は、(8)項(b)号にもとづいて自己が出席しないまま審判を開くことに同意を与えた子どもに対し、審判の全部または一部に出席するよう求めることができる。R.S.O.

第 115 条 (1) (口頭証拠調べを放棄する子どもの権利) 第 114 条(1)項の申立てが行なわれたときは、裁判所は、当該事案に対応するにあたって審判を開き、かつ口頭証拠調べを行なう。ただし、子どもが、法的助言を受けたのち、口頭証拠調べを行なうことなく第 117 条(1)項の命令を言渡すことに対して書面による同意を与えた場合であって、当該同意書が裁判所の記録に含められたときはこのかぎりでない。

(2) (同意に関わらず口頭証拠調べを行なう裁判所の権限) 裁判所は、子どもが(1)項の同意を与えたときであっても、口頭証拠調べを行なうことができる。

(3) (期間制限) (1)項の子どもの同意は、第 118 条(1)項 (送致期間) に掲げられた期間を超えて効力を有しない。

第 116 条 (1) (判定) 裁判所は、第 114 条(1)項の申立てが行なわれたのちいつでも、子どもが定められた期間内に定められた者のもとに出頭して判定を受けるよう命ずることができる。判定を行なう者は、子どもをひきつづき閉鎖収容プログラムに送致すべきかどうかを決定するうえで裁判所を援助する資格があると裁判所が認めた者であって、当該判定を行なうことに同意した者でなければならない。

(2) (報告書) (1)項の判定を行なう者は、命令で定められた期間内に、判定の報告書を裁判所に提出する。当該期間は 30 日を超えてはならない。ただし、裁判所が、より長期の判定期間を要すると判断したときはこのかぎりでない。

(3) (判定を行なうことができない者) 裁判所は、申立てが関係している閉鎖収容プログラムにおいてサービスを提供している者による判定の実施を命じてはならない。

(4) (報告書の謄本) 裁判所は、以下の者に報告書の謄本を交付する。

(a) 申立人。

(b) (6)項にしたがうことを条件として、子ども。

(c) 子どもの事務弁護士。

(d) 審判に出席した親。

(e) 第 3 章 (子どもの保護) の命令にもとづき子どもの監護権を有する協会。

(f) 閉鎖収容プログラムの管理者。

(g) 子どもがインディアンまたは先住民であるときは、子どものバンドまたは先住民コミュニティが選任する代表。

(5) (同) 裁判所は、審判には出席しなかったものの手続に積極的な関心を有していると認めた親に対し、報告書の謄本が交付されるようにすることができる。

(6) (子どもに対して報告書を交付しない裁判所の権限) 裁判所は、報告書の全部または一部を子どもに開示することが子どもに情緒的害をもたらすと認めたときは、子どもに対して報告書の全部または一部を交付しないことができる。

第 117 条 (1) (閉鎖処遇プログラム送致：基準) 裁判所は、以下のすべての条件が満たされていると認めたときでなければ、子どもを閉鎖処遇プログラムに送致する命令を言渡すことはできない。

(a) 子どもが精神障害を有していること。

(b) 子どもが、精神障害の結果として、以下のいずれかに先立つ 45 日のあいだに、自分自身または他の者に重傷を負わせまたは負わせようとしたこと。

(i) 第 114 条(1)項の申立て。

(ii) 罪を犯した青少年法 (カナダ) または州犯罪法にもとづく子どもの拘禁もしくは収容。

(iii) 精神保健法にもとづく、非自発的患者としての精神病棟への子どもの措置入院。

(c) 子どもが以下のいずれかの行為をしたこと。

(i) 申立てに先立つ 12 か月のあいだに、ただし(b)号に掲げられた行為とは別の機会に、自分自身または他の者に重傷を負わせもしくは負わせようとし、または重傷を負わせるという実質的な脅威を言葉もしくは行為により抱かせたこと。

(ii) (b)号の行為またはその未遂にあたって、いずれかの者を死亡させまたは死亡させようとしたこと。

(d)子どもが自分自身または他の者に重傷を負わせまたは負わせようとするのを防止するために閉鎖処遇プログラムが有効である見込みがあること。

(e)申立てが挙げる閉鎖処遇場所において、子どもの精神障害にふさわしい処遇が利用できること。

(f)子どもの精神障害にふさわしい処遇を提供するいっそう制約の少ない手段が、当該状況下においてはふさわしくないこと。

(2) (子どもが 12 歳未満のとき) 子どもが 12 歳未満であるときは、裁判所は、長官が子どもの送致に同意した場合でなければ(1)項の命令を言渡してはならない。

(3) (申立人が医師であるときの追加要件) 申立人が医師であるときは、裁判所は、(1)項に掲げた基準が満たされていると申立人が考えていると認めた場合でなければ、(1)項の命令を言渡してはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.117.

第 118 条 (1) (送致期間) 裁判所は、第 117 条(1)項の命令のなかで、子どもを閉鎖処遇プログラムに送致する期間を定める。当該機関は 180 日を超えてはならない。

(2) (協会が申立人であるとき) 子どもが協会の申立てにもとづいて閉鎖処遇プログラムに送致された場合であって、裁判所の命令に定められた期間が 60 日を超えるとときは、子どもは、閉鎖処遇プログラムに送致されてから 60 日ののちに送致解除される。ただし、その日までに以下のいずれかの状況が生じたときはこのかぎりでない。

(a)子どもの親が、子どもをそれ以上の期間送致することに同意したとき。

(b)子どもが第 3 章 (子どもの保護) にもとづいて協会監護または国の監護のもとに置かれたとき。

ただし、子どもは、いかなる場合にも、(1)項の命令に定められた期間を超えて閉鎖処遇プログラムに送致されない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.118 (1,2).

(3) (期間の計算) 子どもの送致期間の計算にあたっては、第 117 条 (送致) の命令が言渡される前または第 120 条 (延長) の申立ての審理中に閉鎖処遇プログラムに送致されていた期間を算入する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.118 (3); 1993, c.27, Sched.

(4) (18 歳の誕生日後の命令の期間満了) 第 117 条(1)項または第 120 条(5)項の命令の対象とされた者は、18 歳に達したのちも、当該命令の期間が満了するまで、これをひきつづき閉鎖処遇プログラムに送致することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.118 (4).

第 119 条 (1) (理由等) 裁判所は、第 117 条(1)項または第 120 条(5)項の命令を言渡すときは、以下を示す。

(a)その決定の理由。

(b)閉鎖処遇プログラムから送致解除されたのちの子どものケア計画が存在するときは、当該ケア計画の説明。

(c)裁判所が検討したいっそう制約の少ない手段の説明および当該手段を採用しなかった理由。

(2) (送致解除後のケア計画) 命令を言渡す時点で、閉鎖処遇プログラムから送致解除されたのちの子どものケア計画が利用可能でないときは、管理者は、命令の日から 90 日以内に当該ケア計画を作成し、かつ裁判所に提出する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.119.

送致期間の延長

第 120 条 (1) (延長を申立てることのできる者) 子どもが第 117 条(1)項 (送致) または(5)項の命令の対象とされているときは、以下のいずれかの者は、送致期間の満了前に、子どもの閉鎖処遇プログラム送致の延長を命ずるよう申立てることができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.120 (1); 1993, c.27, Sched.

(a)管理者の同意書を得たうえで、第 114 条(1)項に掲げる者。

(b)親の同意書、または子どもが協会の法律上の監護のもとに置かれているときは協会の同意を得たうえで、管理者。

(2) (同) いずれかの者が第 118 条(4)項にもとづいて 18 歳に達したのちに閉鎖処遇プログラムに送致されたままであるときは、以下のいずれかの者は、送致期間の満了前に、その者の閉鎖処遇プログラムの延長をさらにもう 1 度命ずるよう申立てることができる。

(a)管理者の同意書を得たうえで、本人。

- (b)本人および管理者の同意書を得たうえで、本人の親。
 - (c)管理者および本人の同意書を得たうえで、医師。
 - (d)本人の同意書を得たうえで、管理者。
- (3) (申立ての審理中に子どもをプログラムに送致する権限) (1)項または(2)項の申立てが行なわれたときは、当該申立てが処理されるまで子どもを閉鎖処遇プログラムに送致することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.120 (2,3).
- (4) (第 114 条(3)項、同(6)～(9)項、第 115 条、第 116 条の適用) 第 114 条(3)項、(6)項、(7)項、(8)項および(9)項 (審判) ならびに第 115 条 (子どもによる放棄) および第 116 条 (判定) の規定は、(1)項または(2)項の申立てに準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.120 (4); 1993, c.27, Sched.
- (5) (延長の基準) 裁判所は、以下のすべての要件が満たされていると認めたときでなければ、子どもの閉鎖処遇プログラム送致を延長する命令を言渡すことができない。
- (a)子どもが精神障害を有していること。
 - (b)子どもが自分自身または他の者に重傷を負わせまたは負わせようとするのを防止するために閉鎖処遇プログラムが有効である見込みがあること。
 - (c)子どもの精神障害にふさわしい処遇を提供するいっそう制約の少ない手段が、当該状況下においてはふさわしくないこと。
 - (d)子どもが、第 117 条(1)項にもとづく原命令の時点で提案された処遇プログラムまたは他の適切な処遇を受けていること。
 - (e)閉鎖処遇プログラムからの送致解除後、子どもに適切なケア計画が用意されていること。
- (6) (延長期間) 裁判所は、(5)項の命令のなかで、子どもを閉鎖処遇プログラムに送致する期間を定める。当該期間は 180 日を超えてはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.120 (5, 6).

管理者による送致解除

- 第 121 条 (1) (管理者による無条件送致解除) 管理者は、以下のいずれの要件も満たされたときは、子どもを閉鎖処遇プログラムから無条件で送致解除することができる。
- (a)管理者が、法律にもとづき子どもの監護権を有している者に対し、子どもを送致解除する意図に関する合理的通知を行なったこと。
 - (b)管理者が、以下のいずれの要件も満たされていると認めたこと。
 - (i) 子どもをこれ以上閉鎖処遇プログラムに送致する必要がないこと。
 - (ii)閉鎖処遇プログラムからの送致解除後、子どもに適切なケア計画が用意されていること。
- (2) (条件付送致解除) 管理者は、期間および条件を定めて、医療上の理由もしくは特別な配慮にもとづく理由で、または開放的環境における試験的措置の目的のため、一時的に子どもを閉鎖処遇プログラムから措置解除することができる。
- (3) (裁判所の命令に関わらず措置を行なう管理者の権限) (1)項および(2)項の規定は、第 117 条(1)項 (送致) または第 120 条(5)項 (延長) の命令に関わらず、適用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.121.

送致の審査

- 第 122 条 (1) (送致の審査) 以下のいずれかの者は、第 117 条(1)項 (送致) または第 120 条(5)項 (延長) の命令の終了を命ずるよう裁判所に申立てることができる。
1. 子どもが 12 歳以上であるときは、子ども。
 2. 子どもの親。
 3. 子どもをケア、監護または監督している協会。R.S.O. 1990, c. C.11, s.122 (1).
- (2) (第 114 条(3)項、同(6-9)項、第 115 条、第 116 条の適用) 第 114 条(3)項、(6)項、(7)項、(8)項および(9)項 (審判) ならびに第 115 条 (子どもによる放棄) および第 116 条 (判定) の規定は、(1)項の申立てに準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.120 (2); 1993, c.27, Sched.
- (3) (命令の終了) 裁判所は、以下のすべての要件が満たされていると認めたときを除き、子どもの送致を終了する命令を言渡す。

- (a)子どもが精神障害を有していること。
 - (b)子どもが自分自身または他の者に重傷を負わせまたは負わせようとするのを防止するために閉鎖処遇プログラムが有効である見込みがあること。
 - (c)子どもの精神障害にふさわしい処遇を提供するいっそう制約の少ない手段が、当該状況下においてはふさわしくないこと。
 - (d)子どもが、第 117 条(1)項または第 120 条(5)項にもとづく直近の命令の時点で提案された処遇プログラムまたは他の適切な処遇を受けていること。
- (4) (同) (3)項の命令を言渡すにあたり、裁判所は、閉鎖処遇プログラムからの措置解除後、子どもに適切なケア計画が用意されているかどうかを検討する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.122 (3,4).

第 123 条 (第 120 条(3-6)項、第 121 条、第 122 条の適用) 第 120 条(3)項、(4)項、(5)項および(6)項ならびに第 121 条および第 122 条の規定は、子どもと同様に閉鎖処遇プログラムに送致された 18 歳以上の者に準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.123.

緊急措置

第 124 条 (1) (緊急措置を申立てることができる者) 以下のいずれかの者は、管理者に対し、子どもを閉鎖処遇プログラムに緊急措置するよう申立てることができる。

1. 子どもが 16 歳未満であるときは以下のいずれかの者。
 - i. 子どもの親。
 - ii. 親の同意を得たうえで、子どもをケアしている者。
 - iii. 第 3 章 (子どもの保護) 第 40 条にもとづき子どもの身柄を確保した子ども保護ワーカー。
 - iv. 第 3 章の命令にもとづき子どもの監護権を有する協会。
2. 子どもが 16 歳以上であるときは以下のいずれかの者。
 - i. 子ども。
 - ii. 子どもが申立てに同意するときは、子どもの親。
 - iii. 子どもが申立てに同意するときは、第 3 章の命令にもとづき子どもの監護権を有する協会。
 - iv. 医師。

(2) (措置の基準) 管理者は、以下のすべての要件が満たされていると合理的根拠にもとづいて考えるときは、(1)項の申立てにもとづき、30 日を超えない期間、子どもを閉鎖処遇プログラムに措置することができる。

- (a)子どもが精神障害を有していること。
- (b)子どもが、自分自身または他の者に重傷を負わせもしくは負わせようとし、または重傷を負わせるという実質的なおそれを言葉もしくは行為により抱かせたこと。
- (c)子どもが自分自身または他の者に重傷を負わせまたは負わせようとするのを防止するために閉鎖処遇プログラムが有効である見込みがあること。
- (d)申立てが挙げる閉鎖処遇場所において、子どもの精神障害にふさわしい処遇が利用できること。
- (e)子どもの精神障害にふさわしい処遇を提供するいっそう制約の少ない手段が、当該状況下においてはふさわしくないこと。

(3) (同意にもとづく措置) 管理者は、(2)項(b)号の基準が満たされていない場合でも、以下のすべての要件が満たされているときは、(2)項にもとづいて子どもを措置することができる。

- (a)(2)項に掲げた他の基準が満たされていること。
- (b)子どもが、法的助言を受けたのち、措置に同意すること。
- (c)子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの親、または子どもが法律にもとづき協会の監護のもとに置かれているときは協会が、措置に同意すること。

(4) (子どもが 12 歳未満のとき) 子どもが 12 歳未満であるときは、管理者は、長官が子どもの措置に同意したときを除き、(2)項にもとづいて子どもを措置してはならない。

(5) (申立人が医師であるときの追加要件) 申立人が医師であるときは、管理者は、(2)項の要件が満たされていると申立人が考えていると認めた場合でなければ、子どもを(2)項にもとづいて措置してはならない。

R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (1-5).

- (6) (必要な通知) 管理者は、子どもが(2)項にもとづいて閉鎖処遇プログラムに措置されてから 24 時間以内に、以下のことを確保しなければならない。
- (a) 子どもが、(9)項にもとづいて審査される権利を書面で告知されること。
 - (b) 子ども家庭サービス・アドボカシー事務所および子ども弁護士が子どもの措置について通知されること。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (6); 1994, c.27, s.43 (2).
- (7) (義務的助言) 子ども家庭サービス・アドボカシー事務所は、通知を受領したのち、閉鎖処遇施設の被雇用者以外の者が、子どもに対し、子どもの理解力の水準にふさわしい言葉でその権利を説明することをただちに確保する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (7).
- (8) (子ども弁護士による子どもの代理の確保) 子ども弁護士は、(6)項の通知を受領したのち可能なかぎり早い段階で、かついずれの場合にも 5 日以内に、子どもの代理人となる。ただし、他の者が当該期間内に子どもの法的代理人になると認めるときはこのかぎりでない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (8); 1994, c.27, s.43 (2).
- (9) (審査の申立て) 子どもが本条にもとづいて閉鎖処遇プログラムに送致されたときは、子どもを含むいかなる者も、委員会に対し、子どもを閉鎖処遇プログラムから措置解除することを命ずるよう申立てることができる。
- (10) (申立ての審理中に子どもをプログラムに送致する権限) (9)項の申立てが行なわれたときは、当該申立てが処理されるまで子どもを閉鎖処遇プログラムに措置することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (9, 10).
- (11) (手続) 第 114 条(7)項、(8)項および(9)項 (審判) ならびに第 115 条 (口頭証拠調べの放棄) の規定は、(9)項の申立てに準用する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (11); 1993, c.27, Sched.
- (12) (審査期間) (9)項の申立てが行なわれたときは、委員会は、申立てが行なわれた日から 5 日以内に当該事案を処理する。
- (13) (命令) 委員会は、第 124 条(2)項(a)号から(e)号に掲げられた緊急措置の基準が満たされていると認めたとときを除き、子どもを閉鎖処遇プログラムから措置解除する命令を言渡さなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.124 (12, 13).

警察の援助

- 第 125 条 (1) (子どもを閉鎖処遇場所に引致する警察官の権限) 保安官は、以下のいずれかの場合には、閉鎖処遇プログラムが行なわれている場所に子どもを引致することができる。
- (a) 第 124 条(1)項の申立人の要請に応じ、緊急措置を目的とするとき。
 - (b) 第 117 条にもとづき、閉鎖処遇プログラムへの子どもの送致が命じられたとき。
- (2) (施設を離れた子どもの身柄確保) 閉鎖処遇プログラムに送致された子どもが、管理者の同意を得ることなく当該閉鎖プログラムが行なわれている施設を離れたときは、保安官は、令状の有無に関わらず子どもの身柄を確保し、かつ当該施設に子どもを復帰させることができる。
- (3) (送致期間) (2)項にもとづいて子どもが施設に復帰させられたときは、子どもが施設を離れていた期間は送致期間の計算にあたって算入しない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.125.

閉鎖隔離

- 第 126 条 (1) (ディレクターの承認) ディレクターは、定められた基準を遵守しており、かつ、認可サービス、または認可機関が購入したサービスが提供される場所に置かれている施設された部屋を、ディレクターが定める条件で子どもの閉鎖隔離に用いることを承認することができる。
- (2) (承認の撤回) ディレクターは、閉鎖隔離室が必要ない、またはその使用のあり方が本章または規則に違反していると考えるときは、(1)項の承認を撤回することができる。そのさい、ディレクターは、影響を受けるサービス提供者に対し、当該決定について理由とともに通知する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.126.

- 第 127 条 (1) (禁止) いかなるサービス提供者または里親も、本条および規則にしたがって行なう場合を除き、そのケアのもとにある子どもを施設された部屋に隔離し、またはそのような隔離を許可してはならない。

- (2) (閉鎖処遇、閉鎖収容および閉鎖一時拘禁) (1)項の規定は、閉鎖処遇プログラムが行なわれている場所、または第4章(罪を犯した青少年)にもとづく閉鎖収容所もしくは閉鎖拘禁所において、日常業務として夜間に施錠することを禁ずるものではない。
- (3) (閉鎖隔離を用いるための基準) 子どもは、以下のいずれかの場合に、これを閉鎖隔離室に収容することができる。
- (a) サービス提供者が、以下の双方の要件が満たされていると判断するとき。
 - (i) 子どもの行動により、子どもが、目前の未来に、財産を重大な形で毀損しまたは他の者に重傷を負わせる可能性が高いことが明らかであること。
 - (ii) 子どもを拘束するいっそう制約の少ない手段が実際的ではないこと。
 - (b) 子どもが12歳未満であるときは、ディレクターが、例外的状況を理由として子どもを閉鎖隔離室に収容することを許可したとき。
- (4) (1時間の上限) 閉鎖隔離室に収容された子どもは1時間以内に退室させられなければならない。ただし、当該場所の責任者が、子どもの隔離の延長を書面で承認し、かつ、いっそう制約の少ない手段により子どもを拘束しない理由を記録するときは、このかぎりでない。
- (5) (子どもの継続的観察) サービス提供者は、閉鎖隔離室に収容された子どもが、責任を有する者によって継続的に観察されることを確保しなければならない。
- (6) (審査) 子どもが閉鎖隔離室に1時間以上収容されるときは、当該場所の責任者は、子どもの当該隔離が定期的に審査されることを確保しなければならない。
- (7) (退室) 閉鎖隔離室に収容された子どもは、子どもが目前の未来に財産を重大な形で毀損しまたは他の者に重傷を負わせる可能性は低いと責任者が認めると同時に、退室させられなければならない。
- (8) (期間の上限) 子どもは、いかなる場合にも、24時間のうち合計8時間または1週間のうち合計24時間を超えて閉鎖隔離室に収容されてはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.127.

第128条(閉鎖隔離の使用の審査) 閉鎖隔離室を有する場所の責任者は、第126条(1)項にもとづいて閉鎖隔離室が承認された日から3か月ごとに以下の点について審査し、各審査についてディレクターに報告書を提出し、かつ、定められた追加報告を行なわなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.128.

- (a) 閉鎖隔離室の必要性。
- (b) 定められた事項。

審査委員会

- 第129条(1)(審査委員会) 第130条(1)項にもとづいて承認を受けたサービス提供者は、侵害度の高い処置の提案を審査および承認しまたは却下することを職務とする分野横断型の審査委員会を設置しなければならない。
- (2) (同) 審査委員会は以下の者から構成し、かつ、法的資格を有する医師を含めることができるものとする。
- (a) サービス提供者の被雇用者。
 - (b) サービス提供者の被雇用者以外の者であって長官の承認を受けた者。
- (3) (小委員会) 審査委員会のうち3人の委員で、侵害度の高い処置の提案を審査および承認しまたは却下できるものとする。
- (4) (サービス提供者への報告) 審査委員会は、(3)項および第133条(1)項(勧告されている特定の処置の審査)にもとづいて行なわれるすべての審査に関して、サービス提供者に報告を行なわなければならない。
- (5) (長官への報告) 審査委員会は、定められた間隔で、長官にその活動に関する報告を行なわなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.129.

侵害度の高い処置

- 第130条(1)(長官の承認) 長官は、承認のなかで指定された侵害度の高い処置をサービス提供者が使用することを承認し、かつ、当該処置が服すべきいかなる条件も当該承認において定めることができる。
- (2) (承認の取消等) 長官は、(1)項の承認をいつでも取消し、停止しまたは修正することができる。そのさい

長官は、影響を受けるサービス提供者に対し、長官の決定について理由とともに通知する。

(3) (布告) 本条は、州副総督の布告に定められた日に施行する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.130.

第 131 条 (1) (侵害度の高い処置の制限) いかなるサービス提供者も、本条にしたがう場合を除き、そのケアのもとにある子どもに関して侵害度の高い処置を使用または許可してはならない。

(2) (例外) (1)項の規定は、本章にもとづき閉鎖処遇プログラムに送致された子ども、罪を犯した青少年法(カナダ)にもとづき拘禁されもしくは収容処分に付された子ども、または第 4 章(罪を犯した青少年) 第 95 条(開放収容)が適用される子どもを、その逃亡を防ぎながら輸送または移送するために合理的に必要とされる拘束の使用を禁じるものではない。

(3) (サービス提供者が侵害度の高い処置を使用または許可できるとき) 第 130 条(1)項の承認を受けたサービス提供者は、以下のすべての要件が満たされる場合にかぎり、そのケアのもとにある子どもに関して侵害度の高い処置を使用または許可することができる。

(a) 当該の侵害度の高い処置が承認のなかで指定されているとき。

(b) 長官の承認に定められた条件および制限にしたがうとき。

(c) 事前に、かつ侵害度の高い処置を用いる日から 30 日前以降に、サービス提供者の審査委員会の承認が得られているとき。

(4) (基準) 審査委員会は、以下のすべての要件が満たされる場合を除き、子どもに関して侵害度の高い処置の使用を承認してはならない。

(a) 子どもが 16 歳以上であるときは、子どもが当該使用に同意すること。

(b) 子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの親、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとにあるときは協会が当該使用に同意すること。

(c) 子どもの行動により当該使用が正当と認められること。

(d) 侵害度のより低い処置が少なくとも 1 種類試みられ、かつそれが子どもの行動を改善できなかったこと。

(e) 侵害度のより低い他の処置が実際的でないこと。

(f) 当該処置により子どもの行動が改善されると考える合理的な根拠が存在すること。

(5) (同) 審査委員会は、16 歳未満の子どもまたは第 4 条の意味するところの能力を欠く子どもに関して侵害度の高い処置の使用を承認するときは、子どもの意見および希望が合理的に確認できる場合には当該意見および希望を最初に考慮しなければならない。

(6) (緊急の場合) サービス提供者は、以下のすべての要件が満たされるときは、(3)項(c)号の規定に関わらず、72 時間を超えない範囲で、長官の承認に掲げられた条件および制限にしたがい、子どもに関して侵害度の高い処置を使用または許可することができる。

(a) 第 130 条(1)項の承認を受けたサービス提供者が、そのケアのもとにある子どもに関して侵害度の高い処置を使用することが遅れると子どもまたは他の者に重大な精神的または身体的害がもたらされると、合理的根拠にもとづいて考えること。

(b) 当該の侵害度の高い処置が長官の承認のなかで指定されていること。

(c) 子どもが 16 歳以上であるときは、子どもが当該の侵害度の高い処置の使用に同意し、または子どもが明らかに能力を欠いていること。

(d) 子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの親、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとにあるときは協会が以下のいずれかであること。

(i) 当該の侵害度の高い処置に同意すること。

(ii) ただちに連絡がとれないこと。

(7) (同) サービス提供者は、(6)項にもとづいて侵害度の高い処置を使用またはその使用を許可するときは、可能なかぎり早く、かついずれの場合でも侵害度の高い処置を最初に使用してから 72 時間以内に、審査委員会の承認を求めなければならない。サービス提供者は、審査委員会が承認した場合を除き、子どもに関して侵害度の高い処置を使用することを継続し、またはそのような継続を許可してはならない。

(8) (布告) 本条は、州副総督の布告に定められた日に施行する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.131.

向精神薬

第 132 条 (1) (向精神薬の使用に関する同意要件) サービス提供者は、以下のいずれかの同意がなければ、そのケアのもとにある子どもに向精神薬を投与し、またはそのような投与を許可してはならない。

(a) 子どもが 16 歳以上であるときは、子どもの同意。

(b) 子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの親の同意、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとにあるときは協会の同意。

(2) (同) (1)項の同意を得るにあたっては、当該向精神薬を明確に指定し、かつ以下の点を具体的に述べなければならない。

(a) 当該向精神薬はどのような状態を緩和しようとするものであるか。

(b) 想定されている投与量。

(c) 向精神薬に関連する危険および副作用の可能性、ならびにそれが投与量によってどのように異なるか。

(d) 向精神薬を投与する頻度および期間。

(3) (子どもの意見および希望) サービス提供者は、そのケアのもとに置かれている子どもであって 16 歳未満の者または第 4 条の意味するところの能力を欠く者に対して向精神薬を投与し、またはそのような投与を許可するときは、子どもの意見および希望が合理的に確認できる場合には当該意見および希望を最初に考慮しなければならない。ただし、(4)項に規定するときはこのかぎりでない。

(4) (緊急の場合) サービス提供者は、以下のすべての要件が満たされるときは、(1)項の同意を得ることなく、72 時間を超えない範囲で、子どもに対して向精神薬を投与し、またはそのような投与を許可することができる。

(a) サービス提供者が、合理的根拠にもとづいて以下のように考えること。

(i) そのケアのもとにある子どもに対する向精神薬の投与が遅れると子どもまたは他の者に重大な精神的または身体的害もたらされること。

(ii) より制約の少ない措置によっては当該害を防止できないこと。

(b) 子どもが 16 歳以上であるときは、子どもが明らかに能力を欠いていること。

(c) 子どもが 16 歳未満であるときは、子どもの親、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとにあるときは協会とただちに連絡がとれないこと。

(5) (同) サービス提供者は、(4)項にもとづいて向精神薬を投与しまたはそのような投与を許可するときは、可能なかぎり早く、かついずれの場合でも最初の投与から 72 時間以内に、(1)項の同意を求めなければならない。サービス提供者は、当該同意が得られた場合を除き、子どもに対する向精神薬の投与を継続し、またはそのような継続を許可してはならない。

(6) (布告) (4)項および(5)項は、州副総督の布告に定められた日に施行する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.132.

審査委員会の追加的職務

第 133 条 (1) (勧告されている特定の処置の審査) 審査委員会を設置しているサービス提供者のケアのもとに置かれている子どもまたはそのようなサービス提供者から定期的にサービスを受けている子どもが以下のいずれかの処置を受けるよう勧告されたときは、審査委員会のうち 3 人の委員が当該事案を審査し、かつ、子どもの親、または子どもが法律にもとづく協会の監護のもとに置かれているときは協会およびサービス提供者に、当該勧告の妥当性に関する審査委員会の見解を通知する。

(a) 治療を目的としない医学的または化学的実験。

(b) 脳手術。

(c) 治療を目的としない不妊手術。

(d) 電気痙攣療法。

(2) (小委員会に医師を含める義務) (1)項にもとづき行動する審査委員会の委員のうち 1 名は法的資格を有する医師でなければならない。

(3) (禁止) (1)項のいかなる処置も、認可サービス、または認可機関が購入するサービスが提供される場所で実施されてはならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.133.

専門家諮問委員会

第 134 条 (1) (専門家諮問委員会) 長官は、以下のすべての要件を満たす医師その他の専門家から構成する専門家諮問委員会を設置することができる。

- (a) 侵害度の高い処置および向精神薬の使用に関して特別の知識を有していること。
- (b) 子どもの福祉および利益に対し、専門的識見に裏づけられた関心を示してきたこと。
- (c) 省の被雇用者でないこと。

(2) (委員長) 長官は、専門家諮問委員会の委員のうち 1 名を委員長に選任する。

(3) (委員会の職務) 専門家諮問委員会は、長官の要請に応じて、以下のことをする。

- (a) 以下の事項について長官に助言すること。
 - (i) 侵害度の高い処置とされるべき処置の指定。
 - (ii) 第 130 条にもとづく承認の付与、修正、停止および撤回。
- (b) 侵害度の高い処置および向精神薬の使用を調査および審査し、かつ長官に対して助言を行なうこと。
- (c) 以下の点に関するサービス提供者の実践および手続を審査し、かつ長官に対して助言を行なうこと。
 - (i) 閉鎖隔離。
 - (ii) 侵害度の高い処置。
 - (iii) 向精神薬。R.S.O. 1990, c. C.11, s.134.

第 135 条 (審査の要請) いかなる者も、長官が、子どもに関する閉鎖隔離もしくは侵害度の高い処置の使用または子どもに対する向精神薬の投与の事案を専門家諮問委員会に付託し、調査および審査を行なわせるよう、要請することができる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.135.

第 7 章 養子縁組

第 136 条 (1) (定義) 本章において、以下の用語の意義はそれぞれの定めにしたがう。

「免許機関」(licensee) とは、第 9 章にもとづき子どもを養子縁組のために措置する免許を発行された機関をいう。

「親族」(relative) とは、子どもとの関連で用いられるときは、血縁、婚姻または養子縁組のいずれによる関係かは問わず、子どもの祖父母、大おじ、大おば、おじまたはおばをいう。

「配偶者」(spouse) とは、人権法第 1 章および第 2 章と同意義とする。

(2) (子どもの最善の利益) 子どもの最善の利益にのっとり命令または決定を行なうよう本章で指示されている者は、当該事案に関わる以下の状況のうち、関連すると考えるものを考慮にいれなければならない。

1. 子どもの身体的、精神的および情緒的ニーズならびに当該ニーズを満たすための適切なケアまたは処遇。
2. 子どもの身体的、精神的および情緒的発達水準。
3. 子どもの文化的背景。
4. 子どもがいずれかの宗教的信条のなかで養育されているときは、当該宗教的信条。
5. 親との前向きな関係および家族の構成員として安定を保證された場所が、子どもの発達にとって重要であること。
6. 子どもの血縁関係または養子縁組命令を通じて確立された関係。
7. 子どものケアにおいて継続性が重要であること、および当該継続性が破壊された場合に子どもに及ぼされる可能性のある影響。
8. 子どもの意見および希望を合理的に確かめられるときは、当該意見および希望。
9. 事案の処理の遅延が子どもに及ぼす影響。
10. 関連性を有する他のいずれかの状況。

(4) (子どもがインディアンまたは先住民であるとき) 子どもの最善の利益にのっとり命令または決定を行なうよう本章で指示されている者は、その子どもがインディアンまたは先住民であるときは、インディアンおよび先住民文化文化の独自性の認識を踏まえて子どもの文化的アイデンティティを保持することが重要であることを考慮にいれなければならない。R. S. O. 1990, c. C. 11, s. 136.

養子縁組への同意

第 137 条 (1) (定義) 本条において、「親」(parent) とは、子どもとの関連で用いられるときは、以下のいずれかの者をいう。ただし、免許機関または里親は含まない。

(a) 子どもの母。

(b) 子ども法改革法第 8 条(1)項 1 号から 6 号のいずれかの号で挙げられている個人。ただし、その者が子どもの実の父親ではないという蓋然性のほうが上回るときはこのかぎりでない。

(c) 法律にもとづき子どもの監護権を有している個人。

(d) 本章にもとづき子どもが養子縁組のために措置されるまでの 12 か月のあいだに、子どもを自己の家族の子どもとして扱うという安定した意図を示し、または子どもを認知しかつ子どもの養育費を支払ってきた個人。

(e) 書面による協定または裁判所の命令にもとづき、子どもの養育を義務づけられ、子どもの監護権を有し、または子どもとの面接交渉権を有する個人。

(f) 子ども法改革法第 12 条にもとづき、書面により子どもを認知した個人。

(2) (親等の同意) 16 歳未満の子ども、または 16 歳以上であっていまなお親の管理下から脱していない子どもの養子縁組命令は、以下のいずれかの同意を得なければ言渡してはならない。

(a) すべての親の、書面による同意。

(b) 子どもが第 3 章 (子どもの保護) にもとづき国の監護のもとに置かれているときは、ディレクターの書面による同意。

(3) (同) (2)項(a)号の同意は、子どもが生後 7 日に達する前には得ることができない。

(4) (同) 協会または免許機関によって子どもが養子縁組のために措置されたときは、(2)項(a)号の同意は、以下のすべての条件を満たしてからでなければ得ることができない。

(a) 協会または免許機関が、親に対し、以下の権利について助言したこと。

(i) (8)項にもとづき同意を撤回する権利。

(ii) 要請に応じ、子どもに関して養子縁組命令が言渡されたかどうか知らされる権利。

(iii) 第 166 条にもとづいて身元を明らかにしない情報を入手し、かつ、第 163 条(2)項(a)号にもとづいて維持管理される養子縁組開示登録簿に記載される権利。

(b) 協会または免許機関が、親に対し、同意に関してカウンセリングおよび独立の法的助言を求める機会を与えたこと。

(5) (子どもの監護権) 以下のすべての要件が満たされるときは、子どもの監護、ケアおよび管理に関する子どもの親の権利および責任は、協会または免許機関に委譲される。当該委譲は、第 139 条(1)項 (裁判所の許可にもとづく期限後の撤回) にもとづいて当該同意が撤回されたとき、または第 146 条にもとづき子どもの養子縁組が命じられたときに終了する。

(6) (養子縁組される者の同意) 7 歳以上の者の養子縁組命令は、本人の書面による同意がなければ言渡すことができない。

(7) (同) (6)項の同意は、その者に対し、同意に関してカウンセリングおよび独立の法的助言を得る機会が与えられたのちでなければ得ることができない。

(8) (同意の撤回) (6)項または(8)項の同意を与えた者は、当該同意が与えられた日から 28 日以内であれば、書面により当該同意を撤回することができる。その者が、同意を与える直前に子どもの監護権を有していたときは、子どもは同意の撤回と同時にその者のもとに復帰させられる。

(9) (いずれかの者の同意の免除) 裁判所は、以下のいずれかの要件が満たされていると認めるときは、(6)項にもとづき必要とされるいずれかの者の同意を免除することができる。

(a) 同意を得ることがその者に情緒的害をもたらすと思われること。

(b) その者が発達上のハンディキャップのために同意を与えることができないこと。

(10) (申請人の配偶者の同意) 養子縁組命令は、配偶者を有する者であって当該配偶者の書面による同意を得ていない者の申請にもとづいて言渡すことはできない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.137 (1-10)。

(11) (未成年者の同意：子ども弁護士役割) (2)項(a)号の同意を与える者が 18 歳未満であるときは、当該同意は、当該同意が十分な情報にもとづくものであり、かつ本人の真の希望を反映していると子ども弁護士

が認めるときでなければ、有効とされない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.137 (11); 1994, c. 27, s. 43 (2)。

(12) (執行宣誓供述書) 本条にもとづく同意および同意の撤回には、定められた様式による執行宣誓供述書が添付されなければならない。

(13) (州外からの同意の様式) 本条にもとづいて必要とされる同意であって、当該同意が州外から与えられたものであり、かつその様式が(12)項および規則の要件にしたがっていない場合、当該同意は、その様式が与えられた管轄地の法律にしたがっているときは、(12)項および規則の要件にしたがっていないことのみを理由として無効とはされない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.137 (12, 13)。

第 138 条 (同意の免除) 裁判所は、以下の要件が満たされていると認めるときは、子どもの養子縁組のために第 137 条にもとづいて必要とされる同意を免除することができる。ただし、子どもまたはディレクターの同意は免除することができない。

(a) 当該免除が子どもの最善の利益にかなうこと。

(b) 同意を必要とされる者が、提案されている養子縁組および同意の免除の申立てについて通知され、または当該通知を行なうための合理的努力が行なわれたこと。

第 139 条 (1) (裁判所の許可にもとづく期限後の撤回) 裁判所は、子どもの最善の利益にかなうと認めるときは、第 137 条にもとづき子どもの養子縁組に同意した者に対し、第 137 条(8)項にいう 28 日間の期限後であっても当該同意を撤回することを許可することができる。その者が、同意を与える直前に子どもの監護権を有していたときは、子どもは同意の撤回と同時にその者のもとに復帰させられる。

(2) (例外：養子縁組のために措置された子ども) (1)項の規定は、子どもが養子縁組のためにいずれかの者のもとに措置され、かつひきつづきその者のケアのもとに置かれているときは適用しない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.139。

養子縁組のための措置

第 140 条 (1) (協会の職務) 協会は、以下の子どもの養子縁組を確保するためにあらゆる合理的な努力を行なわなければならない。

(a) 第 3 章 (子どもの保護) にもとづき国の監護のもとに置かれ、かつ協会のケアおよび監護のもとに置かれているすべての子ども。

(b) ディレクターまたは他の協会の要請があったときは、国の監護のもとに置かれ、かつ当該協会のケアおよび監護のもとに置かれているいずれかの子ども。

(2) (協会が子どもを養子縁組のために措置できるとき) 協会は、以下のいずれかの要件のうちもっとも遅くなるものが満たされたときまで、子どもを養子縁組のために措置してはならない。

(a) 第 3 章第 58 条(1)項にもとづく子どもとの面接交渉命令であって未決着のものがあるときは、当該命令が終了すること。

(b) 子どもが国の監護のもとに置かれているときは、国の監護命令、または第 3 章第 65 条(1)項 (地位の再審査) にもとづく命令に対する不服申立てを開始する期限を経過すること。

(c) 子どもが国の監護のもとに置かれているときは、いずれかの命令に対する(b)号の不服申立ての処分が確定し、または当該不服申立てが却下されること。

(3) (子どもがインディアンまたは先住民であるとき) 養子縁組のために措置される子どもがインディアンまたは先住民であるときは、協会は、子どものバンドまたは先住民コミュニティに対し、30 日以内に、子どもを養子縁組のために措置する意図を書面により通知しなければならない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.140。

第 141 条 (1) (協会および免許機関以外が子どもの措置等を行なうことの禁止) 協会または免許機関以外のいかなる者も、以下のいずれかの行為を行なってはならない。

(a) 養子縁組のために子どもを他の者のもとへ措置すること。

(b) オンタリオ州の住民である子どもを養子縁組のためにオンタリオ州外へ連出し、送り出し、または連出しもしくは送り出そうとすること。

(2) (協会等以外の者が子どもをオンタリオ州内に連れてくることの禁止) 協会、または本項にもとづいて行

動することが免許のなかで認められている免許機関以外のいかなる者も、オンタリオ州の住民でない子どもを養子縁組のためにオンタリオ州内に連れてきてはならない。

(3) (措置をディレクターに通告する免許機関の義務) (5)項にもとづき免除を受けた免許機関を除くいかなる免許機関も、養子縁組の提案について最初にディレクターに通告することなく、以下のいずれかの行為を行なってはならない。

(a) 養子縁組のために子どもを他の者のもとへ措置すること。

(b) オンタリオ州の住民である子どもを養子縁組のためにオンタリオ州外へ連出し、送り出し、または連出しもしくは送り出そうとすること。

(4) (ディレクターの承認要件) いかなる者も、第 142 条(2)項(a)号にもとづくディレクターの措置承認を最初に受けることなく、養子縁組のために子どもを受け入れてはならない。ただし、協会、または(5)項にもとづき免除を受けた免許機関から措置されたときはこのかぎりでない。

(5) (免許機関の指定) ディレクターは、いずれかの免許機関を、(3)項および(4)項の要件を免除された機関に指定することができる。

(6) (措置の登録義務) 養子縁組のために子どもを他の者のもとへ措置した協会または免許機関は、子供を措置した日から 30 日以内に、定められた方法で当該措置を登録しなければならない。

(7) (同:ディレクター) ディレクターは、養子縁組のための子どもの措置が(6)項にもとづき登録されていないことを知るに至ったときは、ただちに定められた方法で当該措置を登録する。

(8) (例外:家族内養子縁組) (1)項、(2)項、(3)項、(4)項、(6)項および(7)項の規定は、以下のいずれかの場合には適用しない。

(a) 養子縁組のために子どもをその親族、親または親の配偶者に措置するとき。

(b) 子どもの親族、親または親の配偶者による養子縁組のために子どもをオンタリオ州外へ連出しまたは送り出すとき。R.S.O. 1990, c. C.11, s.141.

第 142 条 (1) (養子縁組家庭調査) 第 141 条(3)項にもとづいてディレクターに措置の提案を通告する免許機関は、同時に、ディレクターに対し、措置先として提案されている者の養子縁組家庭調査の報告書を提供しなければならない。当該報告書は、養子縁組家庭調査を行なう資格を有するとディレクターまたは地方ディレクターが認めた者によって作成されるものとする。

(2) (ディレクターの承認) (1)項の報告書を受領したディレクターは、当該報告書を検討し、かつ可能なかぎり早く以下のいずれかの対応をとる。

(a) 当該措置の提案を承認する。

(b) 当該措置の提案を承認せず、かつ、免許機関および措置先として提案されている者に対し、当該承認について通知する。R.S.O. 1990, c. C.11, s.142 (1, 2).

(3) (聴聞を受ける権利) ディレクターが(2)項(b)号の通知を行なったときは、免許機関および措置先として提案されている者は、委員会による聴聞を受ける権利を有する。

(3.1) (他の条の適用) 第 9 章 (免許) 第 197 条、第 199 条、第 201 条および第 202 条の規定は、当該聴聞に準用する。そのさい、「審判所」は「委員会」と読み替える。

(3.2) (期限の延長) 委員会は、免許機関または措置先として提案されている者が聴聞の期限の延長を申立て、かつ委員会が当該延長を認める合理的な根拠があると認めるときは、以下の対応をとることができる。

(a) 期限終了の前後に期限を延長する。

(b) 期限の延長の結果として委員会が適当と考える指示を与える。

(3.3) (証拠の記録) 聴聞のさいに委員会で提示された証拠は、これを記録する。1990, c.12, Sched. G., s.16 (2).

(4) (カナダ国外への措置) ディレクターは、定められた特別な状況によって当該措置が正当であると認める場合を除き、カナダ国外に子どもを措置する提案を承認してはならない。

(5) (条件) ディレクターは、(2)項(b)号の提案を承認するにさいし、ディレクターが適当と考えるいかなる条件も課すことができる。当該条件には以下のいずれかの者による監督を含む。

(a) 指定された協会、免許機関もしくは者。

(b) オンタリオ州外への措置の場合は、当該措置の管轄地で承認されている、指定された子ども保護機関。R.S.O. 1990, c. C.11, s.142 (4, 5).

(6) (聴聞を受ける権利) ディレクターが承認にさいして(5)項の条件を付したときは、免許機関および措置先

として提案されている者は、委員会による聴聞を受ける権利を有する。

(7) (他の条の適用) 第9章(免許)第198条、第199条、第201条および第202条の規定は、当該聴聞に準用する。そのさい、「審判所」は「委員会」と読み替える。1990, c.12, Sched. G., s.16 (3).

第143条 (1) (面接交渉命令の終了) 協会または免許機関によって子どもが養子縁組のために措置されたときは、子どもとの面接交渉に関するすべての命令は終了する。ただし、第3章(子どもの保護)にもとづく命令についてはこのかぎりでない。

(2) (措置された子どもの生活への干渉等の禁止) 協会または免許機関によって子どもが養子縁組のために措置され、かつ養子縁組命令が言渡されていないときは、いかなる者も以下の行為をしてはならない。

(a) 子どもの生活に干渉すること。

(b) 子どもの生活に干渉する目的で、子どもまたは子どもの措置先である者に対する訪問または連絡を行なうこと。R.S.O. 1990, c. C.11, s.143.

ディレクターによる審査

第144条 (1) (ディレクターによる審査) 以下の(a)号または(b)号のいずれかの場合には、ディレクターは、協会または免許機関の決定を審査し、かつ(c)号または(d)号のいずれかの対応をとることができる。

(a) 協会が、子どもをケアしている里親を含むいずれかの者に対し、子どもを養子縁組のために措置しない決定を行なったとき。

(b) 協会または免許機関が、養子縁組のためにいずれかの者のもとに措置されていた子どもを措置解除する決定を行なったとき。

(c) 当該決定を追認し、かつその理由を書面で提示すること。

(d) 当該決定の無効を宣言し、かつ、本章にもとづいて協会または免許機関がとることのできる子どもの措置に関する対応を追加措置としてとること。

(2) (同) (1)項にもとづき決定を審査するディレクターは、子どものケアにおける継続性の重要性を考慮に入れる。R.S.O. 1990, c. C.11, s.144.

第145条 (1) (ディレクターへの通告) 子どもが本章にもとづいて養子縁組のために措置され、子どもの養子縁組命令が言渡されておらず、かつ以下のいずれかに該当するときは、協会または免許機関はディレクターに通告しなければならない。

(a) 子どもの措置先である者が、子どもを措置した協会または免許機関に対し、子どもを措置解除するよう求めたこと。

(b) 協会または免許機関が、子どもの措置先である者のもとから子どもを措置解除することを提案したこと。

(2) (同) 子どもの養子縁組命令が言渡されておらず、かつ以下のいずれかのうち遅いほうの時点から1年が経過したときは、協会または免許機関はディレクターに通告しなければならない。ただし、子どもが国の監護のもとに置かれているときはこのかぎりでない。

(a) 養子縁組のために子どもが措置された時点、または第137条(2)項(a)号にもとづいてもっとも最近の同意が与えられた時点。

(b) (3)項にもとづきもっとも最近の審査が行なわれた時点。

(3) (ディレクターによる審査) ディレクターは、(1)項または(2)項の通知を受領したときは、子どもの地位を審査し、かつ、子どもの最善の利益にのっとり以下のいずれかの対応をとることができる。

(a) 子どもが養子縁組のための措置先である者のケアのもとに置かれているときは、子どもの当該措置を追認し、または協会または免許機関がとることのできる子どもの措置または再措置に関する対応を追加措置としてとる。

(b) 子どもが免許機関によって養子縁組のために措置されているときは、当該許可期間に対し、子どもを指定された協会のケアおよび監護のもとに措置するよう指示する。

(c) 子どもが協会のケア、監護および管理のもとに置かれているときは、当該協会に対し、第3章にもとづいて、子どもが保護を必要としているかどうか決定するため子どもを裁判所に引致するよう指示する。

(d)子どもが養子縁組のための措置先である者のケアのもとから離れているまたは措置解除されているときは、協会または免許機関がとることのできる子どもの再措置に関する対応を追加措置としてとる。
(e)第 137 条(2)項(a)号にもとづき同意を与えた親であつて、同意が与えられた時点で子どもに責任を有していた者が子どものケアおよび監護の再開に同意するときは、子どもを措置した協会または免許機関に対し、子どもを当該の親のもとに復帰させるよう指示する。

(4) (同意の見なし撤回) ディレクターが、(3)項(e)号にもとづき、協会または免許機関に対して子どもを親のもとに復帰させるよう指示したときは、第 137 条(2)項(a)号の同意は撤回されたものと見なす。R.S.O. 1990, c. C.11, s.145.

養子縁組命令

第 146 条 (1) (子どもの養子縁組) 裁判所は、16 歳未満の子ども、または、16 歳以上であつていままなお親の管理下から脱しておらず、かつ以下のいずれかの要件を満たす子どもの養子縁組を、子どもの措置先である者の申立てに応じ、子どもの最善の利益にのっとり命ずることができる。

(a)協会または免許機関によって養子縁組のために措置されていること。

(b)協会または免許機関以外のいずれかの者によって養子縁組のために措置され、かつ、申立人と少なくとも 2 年間同居していること。

(2) (家族内養子縁組) 裁判所は、以下のいずれかの者の申立てに応じ、子どもの最善の利益にのっとり子どもの養子縁組を命ずることができる。

(a)子どもの親族。

(b)子どもの親。

(c)子どもの親の配偶者。

(3) (成人等の養子縁組) 裁判所は、以下のいずれかの者の養子縁組を、他の者の申立てに応じて命ずることができる。

(a)18 歳以上の者。

(b)16 歳以上であつていままなお親の管理下から脱していない子ども。R.S.O. 1990, c. C.11, s.146 (1-3).

(4) (申立てを行なえる者) 本条にもとづく申立ては、以下のいずれかの者でなければ行なうことができない。

(a)1 名の個人。

(b)相互に配偶者である 2 名の個人。

(c)子どもの最善の利益にのっとり裁判所が認めた他の個人。R.S.O. 1990, c. C.11, s.146 (4); 1999, c.6, s.6.

(5) (州民要件) 裁判所は、オンタリオ州の住民ではない者の養子縁組またはそのような者による申立てに応じた養子縁組を命ずることはできない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.146 (5).

第 147 条 (申立人が未成年である場合) 裁判所は、18 歳未満である者の申立てに応じて第 146 条の命令を言渡してはならない。ただし、特別な状況によりそのような命令を言渡すことが正当であると裁判所が認めるときは、このかぎりでない。R.S.O. 1990, c. C.11, s.147.

第 148 条 (命令を言渡してはならない場合) 裁判所は、(a)号または(b)号のいずれかの命令を言渡したときは、(c)号または(d)号のいずれかのうち遅いほうの時点まで、第 146 条の命令を言渡してはならない。

(a)第 138 条の同意を免除する命令。

(b)第 139 条(1)項にもとづく期限後の同意の撤回を認めない命令。

(c)当該命令に対する不服申立ての開始期限が経過した時点。

(d)当該命令に対する不服申立ての処分が確定し、もしくは当該不服申立てが却下された時点。R.S.O. 1990, c. C.11, s.148.

第 149 条 (1) (ディレクターの陳述書) 第 146 条(1)項にもとづいて子どもの養子縁組命令が申立てられたときは、ディレクターは、以下のいずれかの点を示し、かつディレクターが裁判所の注意を促したいと考えるその他のいずれかの状況に言及した陳述書を、審判までに裁判所に提出する。